

## カーボンフットプリント（CFP）の概要

### 1. CFPとは

CFP（カーボンフットプリント）とは、Carbon Footprint of Products の略称で、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO<sub>2</sub> に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みである。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定する。

事業者と消費者の間で CO<sub>2</sub> 排出量削減行動に関する「気づき」を共有し、「見える化」された情報を用いて、事業者がサプライチェーンを構成する企業間で協力して更なる CO<sub>2</sub> 排出量削減を推進すること。「見える化」された情報を用いて、消費者がより低炭素な消費生活へ自ら変革していくことを目指す。

### 2. CFPプログラム参加マーク

経済産業省をはじめとした国の4省庁が、2009年度～2011年度にかけて実施した「カーボンフットプリント制度試行事業」において用いたマークを、国から継承し、新たに“CFPプログラム参加マーク”とした。

数値を表示することで CO<sub>2</sub> の排出量が分かるようにするこれまでの使用方法に加えて、これからは認知度向上のためのシンボルとして、また、CO<sub>2</sub> の排出量削減に積極的に取り組む事業者様の証としても使用できるように弾力的かつ多様な活用を展開し、広く国内外への認知度向上を図る。



### 3. CFPプログラム概要

2009年より、経済産業省等主導により実施された「カーボンフットプリント制度試行事業」は2011年度をもって終了し、2012年4月2日より社団法人産業環境管理協会によるCFPプログラムの運用が開始された。6月までは制度試行カーボンフットプリント制度試行事業からの移行期間としての運用であったが、2012年7月2日より本格運用を開始した。

#### 4. マーク付与までの流れ

CFPの表示(CFP宣言\*1)を希望する事業者は、まず、製品(=商品・サービス)ごとのカーボンフットプリントの算定・宣言に関するルールとなる「カーボンフットプリント製品種別基準(CFP-PCR: Carbon footprint of a Product- Product Category Rule)」を策定し、CFP-PCRの認定を受ける。続いて、このCFP-PCRに基づいてCFPを算定する。この算定結果の検証を受け、登録・公開手続きおよびCFPマーク使用許諾契約を行うことでCFPマークが付与され、製品に表示・活用が可能となる。

\*1: CFPプログラムでは、CFPマーク、数値表示、追加情報及び本ウェブサイトにおいて公開される詳細情報を「CFP宣言」と称する。



#### 5. CFPプログラム認定状況 (2012/07/27 現在)

##### (1) CFP-PCR

72件

(「PA-BR-01 広範囲PCR (エネルギー非使用型製品)」と「PA-BQ-01 広範囲PCR (エネルギー使用型製品)」は除いた件数)

##### (2) CFP宣言認定製品

538件

以上